

大阪府私立高等学校等学び直し支援金事務処理要領

この要領は、大阪府私立高等学校等学び直し支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第17条及び大阪府私立高等学校等学び直し支援金の受給資格認定等に係る事務要項（以下「認定要項」という。）第7条の規定に基づき、本事業の事務手続き等に関し、必要な事項を定める。

I 制度の概要

1. 制度の趣旨・目的

大阪府は、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）を中途退学した者が、再び大阪府内に所在する私立高等学校等で学び直す場合は、就学支援金支給期間である36月（定時制・通信制は48月）を経過後も、卒業までの期間、継続して大阪府私立高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）を支給する。

2. 対象となる私立高等学校等

学び直し支援金の交付対象となる私立高等学校等（以下「私立高等学校等」という。）は、大阪府私立高等学校等就学支援金の対象校と同じであり、大阪府内で対象となる学校種は、下記のとおり。

大阪府内に所在する私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、専修学校高等課程又は各種学校であって国家資格者養成施設（※1）の指定を受けているもの並びに各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示（※2）で定めるもの。

※1 対象となる国家資格者養成施設

- 理容師養成施設及び美容師養成施設のうち法令に基づき学校教育法第57条に規定する者（高等学校入学資格者）を入所させるもの
- 准看護師養成所
- 調理師養成施設
- 製菓衛生師養成施設

※2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「規則」という。）第1条第1項第4号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成22年文部科学省告示第82号）

3. 交付対象

学び直し支援金の交付対象は、2で掲げた私立高等学校等に在学し、以下の①～⑧の全ての要件を満たす生徒のうち、大阪府教育長（以下「教育長」という。）による受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格認定者」という。）に代わって学び直し支援金を受領する私立高等学校等の設置者（※3）（以下「設置者」という。）とする。

※3 交付要綱第3条の規定により、学び直し支援金の受領及び受領に必要な手続きについては、設置者が生徒の委任を受けて行うことになる。

- ① 日本国内に住所を有する者
- ② 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- ③ 法第3条第2項第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者（定時制及び通信制は48月））
ただし、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、規則第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については、この要件を適用しない。

- ④ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金制度（新制度）の対象者であった者（※4）に限る。）
- ⑤ 高等学校等を退学したことがある者
ここで言う「退学」とは、単に「退学」の事実があればよく、転学に類する退学も含まれる。
平成26年4月改正前の就学支援金制度（旧制度）と平成26年4月改正後の就学支援金制度（新制度）の適用関係においては、旧制度対象者が「転学」や「それに類する退学・編入学」をした場合は、「引き続き高校等に在学する者」として旧制度の対象となることとしているが、この考え方と異なることに注意。
- ⑥ 学び直し支援金の支給を通算して12月（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。）第2条第1項第1号に規定する高等学校等定時制課程等にあつては24月）以上受けていない者
- ⑦ 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等（この号において「単位制高等学校等」という。）に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数の合計が74を超えていない者
- ⑧ 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に規定する所得制限に該当しない者）

※4 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は所得制限に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（所得制限に該当することを予測して受給資格の認定申請を行わなかった者を含む。）をいう。したがって、新制度に移行することのなかった旧制度対象者（公立高校授業料不徴収制度の対象者を含む。）は、学び直し支援金の支給を受けることができない。

4. 支給期間

- ① 学び直し支援金の支給期間は、最大で12月（定時制・通信制高等学校等（以下、「定通」という。）は24月）とする。
ただし、定通以外の支給期間の見直しについては、令和元年度に7月分以降の受給資格認定を受けている生徒は、令和2年7月から適用する。
- ② 学び直し支援金の支給期間は、就学支援金の支給期間終了後、その初日において高等学校等に在学していた月を一月として計算する。
- ③ 学び直し支援の対象者が別の高等学校等に再入学する場合の支給期間については下記のとおりとする。
 - i) 高等学校等（全日制）から高等学校等（定通）に再入学する場合
学び直し支援の対象者（所得制限等により受給資格を有していない者を含む。以下同じ。）が、定通以外の高等学校等（以下「全日制」という。）を退学し定通に再入学する場合、再入学後の定通における残支給期間については、前籍校の全日制における学び直し支援金の支給期間を2倍して計算するものとする。
 - ii) 定通から全日制に再入学する場合
学び直し支援の対象者が、定通を退学し、全日制に再入学する場合、再入学後の全日制における残支給期間については、前籍校の定通における学び直し支援金の支給期間を2分の1して計算するものとする。

5. 支給単位数

支給対象単位数の上限は以下のとおりとする。

- ① 学び直し支援金の全支給期間を通算して74単位まで
- ② 再入学した一の単位制高等学校等における以下の単位数を合算して74単位まで
 - i) 卒業に必要な単位として認定を受けた単位数
 - ii) 就学支援金の支給対象単位数
 - iii) 学び直し支援金の支給対象単位数

※ 当該単位制高等学校等において就学支援金の支給がない（iiの単位数が存在しない）場合、i

及びiiiの単位数を合算して74単位までとする。

※ iの単位数については、前籍校で取得した単位だけでなく、前々籍校で取得した単位、併修先で取得した単位、現籍校において学び直し支援金の支給開始月よりも前に取得した単位（就学支援金の支給対象単位以外）など、卒業要件の74単位に含まれるすべての単位を対象とする。ただし、学び直し支援金の支給開始月において、単位の取得状況が未定である以下の単位は除く。

- ・現籍校において学び直し支援金の支給開始月よりも後に取得した単位
- ・併修先で支給開始月よりも後に取得した単位
- ・年間30単位上限により学び直し支援金の支給対象とならなかった単位

※ 上記には、学び直し支援金の支給開始月よりも前に履修を開始し、支給開始月において取得状況が未定である単位を含む。

③ 一の年度における就学支援金と学び直し支援金の支給対象単位数を合算して30単位まで

※ 当該年度に就学支援金の支給がない場合、学び直し支援金の支給対象単位数のみで30単位までとする。

※ 一の年度において、学び直し支援金の支給を受けている単位制高等学校等（A校）を退学し、さらに別の単位制高等学校等（B校）に再入学した場合、当該年度におけるA校の支給対象単位数とB校の支給対象単位数を合算して30単位までとする。

（留意事項）

ア 就学支援金の支給対象単位数が74単位に達し、就学支援金の支給対象とならなかった残りの単位を学び直し支援金の支給対象とする場合、就学支援金と学び直し支援金の支給対象期間が重複することとなるが、この場合、重複する学び直し支援金の支給対象期間を再度カウントする必要はない。

イ アの場合、就学支援金の支給対象となる授業料月額算定の算定月については、算定月に履修しているすべての単位について合算した授業料額が算定対象となるが、支給限度額の算定においては、算定月に履修している単位のうち支給上限の74単位を超える単位は算定に含まれない。このような場合、就学支援金の支給上限の74単位を超えたため、支給限度額の算定に含まれない単位については、学び直し支援金の支給対象とする。

ウ 就学支援金の支給対象期間が履修期間の途中で終了し、就学支援金の支給対象となっていた履修単位を、引き続き、学び直し支援金の支給対象とする場合、同一の履修単位が就学支援金と学び直し支援金の支給対象となるが、この場合、重複している学び直し支援金の支給対象単位部分を、就学支援金の支給対象単位数との合算上限（74単位）に再度カウントする必要はなく、また、学び直し支援金単独の上限（74単位）にカウントする必要もない。

エ 前籍校で学び直し支援金の支給を受けていた場合、再入学後に引き継がれるのは、残支給期間（4.に係る残りの支給期間）及び学び直し支援金単独の残支給単位数（①に係る残りの単位数）であり、前籍校における②に係る残支給単位数は引き継がれない。ただし、前籍校において②の74単位上限に達したため支給資格を有しなくなった者については、①の支給対象単位数が残っていた場合であっても、再入学後の単位制高等学校等において学び直し支援金の支給資格を有しないこととする。

6. 支給資格認定

学び直し支援金の支給を受けようとする生徒は、就学支援金制度（新制度）と同様に、「大阪府私立高等学校等学び直し支援金支給資格認定申請書（認定要項様式第1号）」（以下「認定申請書」という。）に令和2年4月～6月は保護者等の道府県民税所得割額や市町村民税所得割額が確認できる書類を、令和2年7月以降は保護者等の市町村民税の課税標準額や市町村民税の調整控除額が確認できる書類（以下「課税証明書等」という。）又は個人番号カードの写し等を添付して、その在学する私立高等学校等（同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の私立高等学校等の課程（※5、※6）の設置者を經由して教育長に提出し、その認定を受けなければならない。

なお、就学支援金を受給していた者が、引き続き学び直し支援金の申請をする場合で、就学支援金の所得判定において既に当該課税年度分の支給の判定結果が確定している場合は、就学支援金の判定に用いるために算定基準額として算出した数値を用いて学び直し支援金の所得判定を行うため、課税証明書等及び個人番号カードの写し等の添付を省略することができる。

※5 私立高等学校と私立専修学校高等課程の両方（いずれも大阪府私立高等学校等学び直し支援金

の対象となる私立高等学校等)に在学する場合は、両方の学校で学び直し支援金を受給することはできない。

- ※6 大阪府内の学び直し支援金の交付対象となる私立高等学校等と大阪府外の学び直し支援金の対象となる高等学校等の両方に在学する場合は、両方の学校で学び直し支援金を受給することはできない。

7. 支給額

(1) 支給額及び支給限度額

学び直し支援金の支給額は、私立高等学校等の授業料の月額に相当する額（支給限度額を超える場合は、支給限度額）となる。各学校種の月額の支給限度額は9,900円とする。（基礎額であり、別途対象者には加算支給の適用がある。）

なお、1単位あたりの授業料を設定している場合は、1単位あたりの支給限度額を4,812円とする（基礎額であり、別途対象者には加算支給の適用がある。）。支給額の算定については、就学支援金と同様の算定ルールとする。

令和2年3月以前から認定を受けている生徒についても、令和2年4月以降は変更後の支給限度額を適用する。ただし、変更前の支給限度額の方が変更後の支給限度額よりも高くなる場合は、令和2年4～6月分の支給については、変更前の支給限度額を適用する。

(2) 授業料債権への充当

学び直し支援金の額は、授業料の月額に相当する額（支給限度額を超える場合は、支給限度額）であり、設置者が有する受給権者の授業料に係る債権（以下「授業料債権」という。）の額となる。したがって、授業料減免等により、授業料の一部又は全部が免除され、授業料債権そのものが減額又は消滅している場合は、授業料減免後の授業料債権の額が学び直し支援金の額となる。

授業料債権そのものを減じる授業料減免事業は、学び直し支援金の支給とは言えず、補助対象とはならない。学び直し支援金は、あくまで、授業料債権が生じていることが確認でき、その弁済に充てるために支給するものに限る。

8. 所得に応じた支給（所得制限及び加算基準の設定）

就学支援金制度（新制度）と同様に、所得制限及び加算基準を設けている。

私立高校学校等の生徒のうち、保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない生徒については、学び直し支援金の支給対象とならない。

私立高等学校等の生徒のうち、特に保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる生徒については、保護者等の所得に応じて、7（1）の支給額を2.5倍した額を上限として支給する。

所得確認の基準は、令和2年6月分までの支給については、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額により判断する。令和2年7月分からは、市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額により判断する。

<令和2年6月分までの学び直し支援金の支給限度額等一覧（加算支給反映あり）>

支給限度額等	保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額	世帯年収のめやす（参考）
所得制限	507,000円以上	910万円以上程度
支給限度額	257,500円以上 507,000円未満	590万円以上 910万円未満程度
支給限度額の2.5倍	257,500円未満	590万円未満程度

<令和2年7月分以降の学び直し支援金の支給限度額等一覧（加算支給反映あり）>

支給限度額等	市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額	世帯年収のめやす（参考）
所得制限	304,200円以上	910万円以上程度
支給限度額	154,500円以上 304,200円未満	590万円以上 910万円未満程度
支給限度額の2.5倍	154,500円未満	590万円未満程度

※7 実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなり、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が1～99円となることはない。この場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は非課税となるため、課税証明書等の内訳において1～99円と記載されている場合であっても、加算の対象となる。

9. 収入状況の届出

保護者等の所得確認については、就学支援金制度（新制度）と同様に、学び直し支援金の支給が停止されている場合を除き、受給資格認定者が、毎年度、教育長が別に定める日までに、「大阪府私立高等学校等学び直し支援金収入状況届出書（認定要項様式第1号）」（以下「収入状況届出書」という。）に保護者等の課税証明書等を添付したもの（以下「収入状況届出書等」という。）を、設置者を經由して教育長に提出しなければならない。

また、受給資格認定者（学び直し支援金の支給が停止されている者を除く。）は、保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、設置者を經由して、速やかに教育長に提出しなければならない。ただし、既に保護者等の課税証明書等又は個人番号カードの写し等を提出している場合は、当該課税証明書等を改めて添付する必要はない。

10. 学び直し支援金の支払の一時差止め

教育長は、就学支援金制度（新制度）と同様に、受給資格認定者が、正当な理由がなく収入状況の届出をしないときは、学び直し支援金の支払を一時差し止めることができる。

11. 受給資格の消滅

学び直し支援金の支給は、受給資格認定申請のあった月（月の初日に在学している場合に限る。）から始まり、受給事由が消滅（退学、除籍、転学、所得制限額を超過することになった等）した月に終了する。

設置者は、生徒の受給資格が消滅した場合は、「大阪府私立高等学校等学び直し支援金報告用シート（様式ア-1又はア-2）」（以下「報告用シート」という。）を作成し、教育長に報告しなければならない。

12. 休学による支給停止・支給再開

受給資格認定者が休学し、学び直し支援金の支給の停止を希望する場合は、就学支援金制度（新制度）と同様に、受給資格認定者が、「大阪府私立高等学校等学び直し支援金の支給停止申出書（認定要項様式第2号）」（以下「支給停止申出書」という。）を作成し、設置者を經由して教育長に提出しなければならない。

設置者は、受給資格認定者から支給停止申出書の提出があった場合は、報告用シートを作成し、教育長に報告しなければならない。

また、復学により、学び直し支援金の支給の再開を希望する場合は、就学支援金制度（新制度）と同様に、受給資格認定者が、「大阪府私立高等学校等学び直し支援金の支給再開申出書（認定要項様式第3号）」（以下「支給再開申出書」という。）を作成し、設置者を經由して教育長に提出しなければならない。

設置者は、受給資格認定者から支給再開申出書の提出があった場合は、報告用シートを作成し、教育長に報告しなければならない。

受給資格認定者が学び直し支援金の支給停止を申し出た場合、当該申出の日の属する月の翌月から、復学して支給再開を申し出た日の属する月まで学び直し支援金の支給は停止され、当該休学期間は学び直し支援金の支給期間に算入されない。

13. 学び直し支援金の支給方法

就学支援金制度（新制度）と同様に、設置者による代理受領方式によるものとする。

従って、学び直し支援金に係る交付申請や実績報告などは、生徒の委任に基づき、設置者が自己の名において「大阪府私立高等学校等学び直し支援金交付申請書（交付要綱様式1）」（以下「交付申請書」という。）、「大阪府私立高等学校等学び直し支援金変更交付申請書（交付要綱様式2）」（以下「変更交付申請書」という。）、「大阪府私立高等学校等学び直し支援金実績報告書（交付要綱様式3）」（以下「実績報告書」という。）を作成し、教育長に提出する。

教育長は、上記申請書等の内容を審査の上、設置者を名宛人として、交付決定や額の確定を行う。

設置者は、教育長から学び直し支援金の交付決定や額の確定の通知を受けたときは、速やかに受給資格認定者に通知し、また、学び直し支援金の交付を受けたときは、速やかに当該受給資格認定者に係る授業料債権に充当するものとする。

14. 学び直し支援金の支払

学び直し支援金の交付は、原則として交付すべき学び直し支援金の額を確定した後に行うものとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、学び直し支援金の全部又は一部について概算払いすることができる。

学び直し支援金の概算払いを受けようとする設置者は、「大阪府私立高等学校等学び直し支援金支払請求書（交付要綱様式4）（以下「支払請求書」という。）」を教育長に提出しなければならない。

15. 留意事項

- (1) 各私立高等学校等は、本制度の円滑な実施を図るため、様々な機会を捉え、本制度の趣旨・目的、期待される効果、内容について生徒・保護者等に十分な周知等を行うこと。
- (2) 申請書の提出期限を過ぎた場合であっても、申請のあった日（やむを得ない理由がある場合、やむを得ない理由がやんだ後 15 日以内にその申請をしたときには、やむを得ない理由により申請をすることができなくなった日）の属する月から受給が可能であるため、提出が遅れている生徒・保護者については、速やかな提出を促すこと。さらに、低所得世帯を対象とした、授業料以外の教育費負担を軽減するための「高校生等奨学給付金」制度について、学び直し支援金と混同し、一方のみしか申請をしない場合等が想定されるため、学び直し支援金を周知する際に併せて周知を行うこと。
- (3) 学び直し支援金の受給資格認定申請及び収入状況届出にあたっては、設置者において、情報の紛失、漏洩等が起こらないよう、個人情報の取り扱いには十分留意するとともに、生徒及び保護者等のプライバシーに配慮した書類の提出方法について、特段の配慮を行うこと。
また、個人番号カードの写しや課税証明書など、生徒・保護者等のプライバシーに関わる情報を取り扱うこととなるため、情報の紛失、漏洩等が起こらないよう、情報の管理については十分な注意を行うこと。
- (4) 学び直し支援金の支給を受ける生徒が、大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金、大阪府私立専修学校高等課程等授業料減免事業補助金、大阪府東日本大震災私立学校等授業料等特別減免事業補助金の支給を受ける場合は、これらの補助金の補助対象経費の額から学び直し支援金の支給額は除かれる。
- (5) 偽りその他の手段により不正に学び直し支援金の支給を受けた場合、教育長は、その者から、不正に支給を受けた学び直し支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

II 学び直し支援金の支給に係る事務

1. 受給資格認定

- (1) 設置者は、認定申請書を生徒に配付し、必要事項を記入の上、課税証明書等又は個人番号カードの写し等を添付して提出させる。なお、就学支援金を受給していた者が、引き続き学び直し支援金の申請をする場合で、就学支援金の所得判定において既に当該課税年度分の支給の判定結果が確定している場合は、就学支援金の判定に用いるために算定基準額として算出した数値を用いて学び直し支援金の所得判定を行うため、課税証明書等及び個人番号カードの写し等の添付を省略することができる。
- (2) 設置者は、生徒から提出された認定申請書等（認定申請書に保護者等の課税証明書等を添付したものをいう。以下「認定申請書等」という。）に基づき、必要に応じて、支給要件・加算要件を確認した上で、報告用シートを作成し、認定申請書等とともに教育長に提出する。

※本制度では、学び直し支援金の受領に必要な手続きは、生徒から委任を受けた設置者が行うこととしている。認定申請書に学び直し支援金の支給（交付）に必要な事務手続きを設置者に委任することが記載されており、受給権者である生徒は、認定申請書の提出をもって学び直し支援金の支給（交付）申請等を設置者に委任したこととなる。

- (3) 教育長は、設置者から提出のあった認定申請書等及び報告用シートを受け取り、生徒の受給資格を審査の上、受給資格の認定又は不認定を決定し、その結果を設置者を通じて、受給資格認定者に通知する。（認定通知は様式イ、不認定通知は様式ウ）
- なお、受給資格の不認定の理由が所得制限に係る要件に該当することのみの場合、生徒に対して次回以降の所得要件の確認の際、要件を満たせば受給できる旨を併せて示し、再度認定申請するよう促すこととする。

※不認定通知における記載例

今回の認定申請については所得要件を満たさないため不認定となるが、次回以降の収入状況届出書等の提出時期（次年度以降の保護者等の課税標準額及び市町村民税の調整控除の額の確認時）において、所得要件を満たすこととなる場合には、学び直し支援金の受給が可能となるため、再度、受給資格認定の申請を行うこと。

- (4) 学び直し支援金の受給資格認定、支給額の決定の際の事務処理においては、以下の点について留意して行うこと。
- ① 予め、生徒・保護者等に対して次の事項を周知すること（認定申請書の「記入上の注意」参照。）
- ア 所得確認の対象となる保護者等は、原則「親権者」であるため、必ず「親権者」の状況を確認の上、認定申請書に記載すること。
- イ 仮に、保護者等が誤って特定されたまま申請・支給が行われ、それが明らかとなった場合は、支給を受けた者から、不正利得として受給額が徴収されること。
- ② 生徒・保護者等による認定申請書・収入状況届出書の記載について、個別の確認及び申立書、証明書、施設の入所証明書の提出等は原則求めない。例外的に、生徒の状況が認定申請書の記載内容と異なることが明らかである場合や疑義がある場合（例：学校が他の手続において生徒の家庭状況を把握しており、認定申請書の記載事項と異なることが明らかである場合など）は、設置者から生徒に確認を行い、適正な記載に修正させること。
- (5) その他、受給資格認定に係る留意事項は下記のとおり。
- ア 認定申請を行う者は「生徒」である。したがって、認定申請書は生徒本人が記入すれば足り、申請に当たって保護者等の同意は必要ない。なお、「生徒」が未成年の場合、心身の障がい等により生徒本人が記入することが困難な場合などは、親権者等の法定代理人が記入して差し支えない。
- 提出のあった記入事項に不備・誤記がある場合は、生徒・保護者等に確認の上、設置者が代わって認定申請書等に記入・訂正するなどの対応も可能とする。その際、代わって記入・訂正

したことが明らかになるようにし、記入した日時、記入者、確認方法等について記録を残しておくことが望ましい（認定申請書の余白に記入、メモを添付するなど）。

- イ 受給資格は、一度認定を受ければ在学中継続して有効であり、年度毎に改めて認定を受ける必要はない。ただし、所得制限により受給資格が消滅した者が再度支給を受けようとするときや転学などの場合には再度認定を受ける必要がある。
- ウ 認定申請は当該私立高等学校等に在学中に限り可能である（私立高等学校等に在学していない者が将来私立高等学校等に入学することを前提として申請することは不可能）。
- エ 「住所を有する」とは、当該申請者に関する事項が住民基本台帳に記載されていることと解して差し支えない。よって、疑義が生じた場合には、原則、住民票により確認すること。また、申請者が外国籍の者の場合の住所地は出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードによる。提携する民間教育施設を海外に有する広域通信制高校については、受給資格の認定の際に留意すること。
- オ 日本国内に住所を有していると認められる場合は、日本の高等学校等に在籍しながら海外に留学している者や海外からの日本の広域通信制高校等の授業をうけている者、外国籍の者、海外からの留学生についても対象となる（ただし、いわゆる国費留学生や交換留学生等で、授業料の支払いが免除されている者には学び直し支援金は支給されない）。
- カ いわゆる交換留学生協定などに基づき、授業料を留学先の現地校ではなく在籍する私立高等学校等に支払っており、また、留学先の現地校での学習が卒業に必要な単位に換算されるような場合においては、学び直し支援金を支給して差し支えない。
- キ 過去に学び直し支援金（大阪府制度のほか他都道府県の学び直し支援金を含む）を受給したことがある生徒には、「受給資格消滅通知」又は「支給実績証明書」などを添付させ、これにより過去の支給実績を確認の上、支給期間を決定すること。
- ク 法第3条第2項第1号により、高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業し又は修了した者については、卒業した学校の国公立の別を問わず学び直し支援金を受給することはできない。
- ケ 学び直し支援金の12月（定通においては24月）の支給期間（※）については、学び直し支援金の支給停止期間を除き、学び直し支援金の受給の有無を問わず、就学支援金の受給期間が終了した月の翌月から通算対象とする。
ただし、単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については、学び直し支援金の受給要件を満たした月から通算する。

※支給期間として通算の対象となる期間

- a 当該私立高等学校等において学び直し支援金を受給（0円支給を含む）していた期間
- b 過去に他の高等学校等において学び直し支援金（大阪府制度のほか他都道府県の学び直し支援金を含む）を受給していた期間
- c 学び直し支援金の受給要件を満たしているが、本人の意思により学び直し支援金の受給資格認定申請をしていなかった期間
- d 所得制限に係る要件に該当することにより学び直し支援金が支給されない期間
- e 学び直し支援金の支払の一時差し止めを受けていた期間（ただし、当該一時差し止め期間中に、支給停止の申出を行った場合には当該支給停止期間については、通算する期間から除くものとする。）

- ※1 生徒の過去の高等学校等における在学期間に係る記入欄については、原則、生徒からの申告に基づくこととする。過去の学校の在学証明までを求める必要はない。ただし、生徒からの申告に誤りがあることが疑われるなどの事情がある場合は、必要に応じて当該学校に確認の上、記入する。また、認定申請書における過去の学校の在学期間の記入欄が不足する場合は、必要に応じて別紙により提出させること。
- ※2 上記「所得制限に係る要件に該当することにより学び直し支援金が支給されない者」には、所得制限に係る要件に該当することを見越して認定申請を行わない者も含むものとする。この場合において、個別具体的に当該者の所得について確認する必要はなく、認定申請を行っていない時期に休学していたことを確認することができれば、当該休学期間を除外しても差し支えない。
- ※3 各種学校となっている外国人学校については、指定前の在学期間は通算しないが、平成26年

度より新たに対象となる国家資格者養成施設の指定を受けている各種学校については、過去の在学期間を全て通算する。

- コ 授業料が全額免除されたことにより授業料支払債務が発生していない生徒（いわゆる「特待生」）には支給されない。授業料が一部のみ免除され授業料の支払債務がある生徒はその債務額を限度として支給される。
- サ 生徒自身の意思で認定申請を行わない場合は、当該生徒は学び直し支援金を受給することができない。（設置者は通常の授業料を生徒から徴収することになる。）
- シ 専攻科及び別科の生徒や聴講生、科目履修生は支給対象とならない。
- ス 受給資格認定において年齢は問わない。
- セ 生徒が、やむを得ない理由により、受給資格認定申請をすることができなかった場合において、やむを得ない理由（※）がやんだ後十五日以内にその申請をしたとき（当該申請が設置者に到達したときをいう。）は、やむを得ない理由により当該認定の申請をすることができなくなった日を申請日とみなす。

※「やむを得ない理由」としては、災害への被災や長期にわたる病欠、税の更正、保護者等の仕事の都合（長期にわたる海外出張等の真にやむを得ない場合に限る。）、ドメスティックバイオレンス（DV）や養育放棄等の家庭の事情により期限までに課税証明書等の取得・提出ができないなど、本人の責めに帰さない場合が考えられる。認定申請をすることができなかった場合の「やむを得ない理由」の判断は教育長が行う。

- ソ 学び直し支援金の支給は、原則として、認定申請書等が設置者に到達した日が属する月の分から支給される。（例えば、5月から学び直し支援金の受給資格を有した生徒が6月になって認定申請書等を学校に提出した場合、「やむを得ない理由により、受給資格認定申請をすることができなかった場合」に当たると認められない限り、5月分は支給されない。）

保護者等の課税証明書等の取得・提出が遅れ、認定申請書等の提出期限に間に合わない場合には、認定申請書のみ先に提出させ、課税証明書等又は個人番号カードの写し等は後に補填することにより対応する（申請日は認定申請書の提出日とする）など、柔軟に受付を行うことも可能とする。ただし、課税証明書等又は個人番号カードの写し等の補填の期限については、生徒の状況を確認しつつ、大阪府と相談の上、適切に設定し、提出を求めること。期限を設定せずに補填を待つ必要はない（課税証明書等又は個人番号カードの写し等が提出困難であると判断されるときは、保護者等が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、保護者等の課税証明書等又は個人番号カードの写し等を提出できない場合に該当するかどうかを、改めて確認すること。）。

また、提出可能な場合には、生徒の状況に配慮しつつも、本来申請書と同時に提出すべきものであることも踏まえ、すみやかに提出されるように促すこと。

- タ 学び直し支援金は、受給資格認定者がその初日において私立高等学校等に在学する月について支給されるものである。

※過去に他の高等学校等において学び直し支援金（大阪府制度のほか他都道府県の学び直し支援金を含む）を受給していた生徒が当該学校を退学し、新たに別の私立高等学校等に再入学した場合、入学は学校長が許可するものであり、入学日は学校長が許可した日となるが、通常、学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わることから、4月分の支給に関しては、特段の定めがない場合は、入学式の日にかかわらず入学日は4月1日として取り扱って差し支えない。

- チ 受給資格認定の際、学校運営が著しく不適切に行われているなどにより、支給対象高等学校等における在学に疑義が生じている場合には、当該学校に通う生徒の受給資格認定を留保し、当該学校や構造改革特別区域法第12条に基づき株式会社の設置する学校については、同条に定める認定地方公共団体に対し確認をすること。

また、認定後において不正等が発覚した場合には、不正利得の徴収を行うなど厳正に対処する。

2. 所得制限基準、加算支給基準に該当することの判定

- (1) 設置者は、収入状況届出書を生徒に配付し、教育長が別に定める日までに、課税証明書等又は個人番号カードの写し等を添付して提出させる。なお、既に個人番号カードの写し等を提出しているときは、改めて添付する必要はない。
- (2) 設置者は、生徒から収入状況届出書等が提出されたときは、必要に応じて、当該収入状況届出書等に基づき支給要件・加算要件を確認した上で、報告用シートを作成し、教育長に提出する。
- (3) 教育長は、設置者から提出のあった認定申請書等及び報告用シート、又は収入状況届出書等及び報告用シートに基づき、所得制限基準に該当すること及び支給額（加算額を含む）について判定する。
- (4) 設置者は、受給資格認定者（学び直し支援金の支給が停止されている者を除く。）の保護者等について変動等の事由が生じた場合は、速やかに収入状況届出書等の提出を求め、生徒から提出があった場合は、当該収入状況届出書等を教育長に提出する。（ただし、再婚・離婚の場合などにおいて、既に課税証明書等又は個人番号カードの写し等を提出しているときは、当該課税証明書等を改めて添付する必要はない。）
- (5) その他、所得制限基準、加算支給基準に該当することの判定に係る留意事項は下記のとおり。
 - ア 個人番号カードの写し等ではなく、課税証明書等を添付する場合は、4～6月分の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの。以下同じ。）の提出、7～翌年3月分の支給については、当該年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの。以下同じ。）の提出が必要となる。
 - イ 保護者等の所得を証明する書類について、令和2年4月～6月は道府県民税所得割額や市町村民税所得割額が確認できる書類とし、令和2年7月以降は市町村民税の課税標準額や市町村民税の調整控除額が確認できる書類又は個人番号カードの写し等とする。所得が確認できる書類には課税証明書のほか下記のものがある。
 - a 給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合は、毎年5～6月に勤務先から配付される納税義務者用の特別徴収額の決定・変更通知書
 - b 自営業などの場合は、毎年6月に発行されるの納税通知書個人番号ではなく課税証明書等によって所得判定を行う場合は、原則、所得の有無にかかわらず保護者等全員についての課税証明書等に基づき行う。

なお、保護者の一方が控除対象配偶者又は同一生計配偶者（以下、「控除対象配偶者等」という。）となっていれば、控除対象配偶者等の分の課税証明書等の提出が不要となる場合がある。控除対象配偶者等の多くは収入が100万円以下であり、地方税法の規定により地方住民税は非課税となるため、所得判定対象者が控除対象配偶者等であっても、収入が100万円を超える場合は、地方住民税が課されることとなる。ただし、地方住民税が課されたとしても、最大で2,500円程度であるため、所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかかな場合は、必ずしも、課税証明書の提出を求める必要はない。

なお、個人番号を活用して所得判定を行う場合には、課税証明書と異なり税の申告を行わなくても提出可能であることから、控除対象配偶者等についても、個人番号カードの写し等の提出が必要である。

※同一生計配偶者…納税義務者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下の者（このうち、合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者が、控除対象配偶者となる。）

- ウ 保護者等が国外に在住する場合（在住していた場合）においては、次のとおりとする。
 - a 所得制限基準該当性の判定の際、保護者等の全員又は一部が市町村民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住しておらず、課税所得額や市町村民税の調整控除額等が確認できない場合（親の海外赴任、海外からの留学生など）
 - 日本国内に在住している保護者等のみの課税所得額や市町村民税の調整控除額等により基準該当性を判定（日本国外に在住する保護者等の所得については確認しない。）
 - 日本国内に在住している保護者等がいなく、通常は支給限度額を支給。

- b 所得制限基準該当性の判定においては、保護者等の全員が市町村民税の賦課期日に日本国内に在住することが必要（保護者等の一部でも市町村民税の賦課期日に日本国内に在住していない（課税所得額や市町村民税の調整控除額等が確認できない）場合は、加算支給は認められない。）
- エ 1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている世帯の生徒の場合は、翌年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割が非課税となることから、保護者等の所得を証明する書類として、生活保護受給証明書（学び直し支援金が支給される月の属する年（1～6月分についてはその前年）の1月1日時点で生活扶助を受けていることが確認できるものに限る。）を提出することにより、加算の対象となる。
- オ 税額を判断する基準となる保護者は、生徒の親権を行う者であり、実質的な監護関係では判断しない。ただし、親権者が、キの場合など、生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者である場合には、本制度の適用においては、その者は保護者には含まれない。
- なお、保護者が未成年後見人の場合であって、その未成年後見人が生徒の扶養義務（民法に定めるものをいう）を負わない者であるときは、生徒の「就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者」に該当すると考えることができる。
- カ 生徒に保護者等がない場合は、基準となる税額は、生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者の税額となる。
- なお、成人には親権者がいないため、成年に達した生徒の場合には「受給資格認定者に保護者がいない場合」と同様（未成年者であっても婚姻した場合は成年に達したものとして取り扱う。）に取り扱う。
- 生計を維持している者とは、健康保険法等で扶養者と被扶養者の関係を定めるに当たって用いられている概念と同等のものであり、例えば健康保険証より確認することが考えられる。
- キ ドメスチックバイオレンス（DV）や養育放棄、児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や失踪により接触することができない場合など、家庭の事情によりやむを得ず、親権者のうち一方又は双方の証明書類が提出できない場合には、もう一方の保護者又は本人の所得のみにより判断することができる。
- （認定申請書2.（2）②ウ、④、⑤又は（3）①）
- 例えば、次のケースも上記の場合に該当する。
- ・離婚協議中で別居中であり、親権者の一方に課税証明書等又は個人番号カードの写し等の提出を求めたが応じてもらえない場合。
- ク 保護者が両親でない者の場合には、当該保護者の課税所得額や市町村民税の調整控除額等をもって判断する。ただし、以下の者が保護者である場合には、生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者の税額により判断する。
- a 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - b 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - c 法人である未成年後見人
 - d 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ケ 生徒が里親に養育されている場合や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）において養育を受ける場合には、里親以外に主たる生計維持者がいる場合は当該者、いない場合は生徒本人の税額により判断する。
- ただし、親権者（生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く）がいる場合又は里親が未成年後見人（扶養義務のある者に限る）に選任されている場合は、当該親権者又は里親の税額により判断する。
- コ 所得を確認すべき者が生徒本人であり（未成年である者に限る。）、地方住民税を課されるだけの収入を得ていない場合は、課税証明書等及び個人番号カードの写し等の添付を要しないこととすることができる。
- サ 生徒本人や保護者以外の家族に所得がある場合であっても、本人や保護者以外の家族の所得は合算しない。
- シ 学び直し支援金の支給を決定するのは教育長であるが、設置者においても、保護者等の所得を証明する書類の実質的な確認作業を行うものとする。

ス 所得要件の確認を行う保護者等は、学び直し支援金が支給される当該月ごとの保護者等であるため、年度途中で婚姻もしくはその解消、受給権者が成年に達した等により保護者等に変更がある場合には、速やかに収入状況届出書等を、教育長に提出する必要がある。ただし、再婚・離婚の場合などにおいて、既に課税証明書等又は個人番号カードの写し等を提出しているときは、当該課税証明書等又は個人番号カードの写し等を改めて添付する必要はない。

この場合において、保護者等の変更により、所得制限基準に該当し、支給されなくなるとき又は支給額が減額されるときは、保護者等の変更の事由が生じた日の属する月の翌月分から（当該事由の生じた日が月の初日である場合は当該月分から）支給額が変更される。

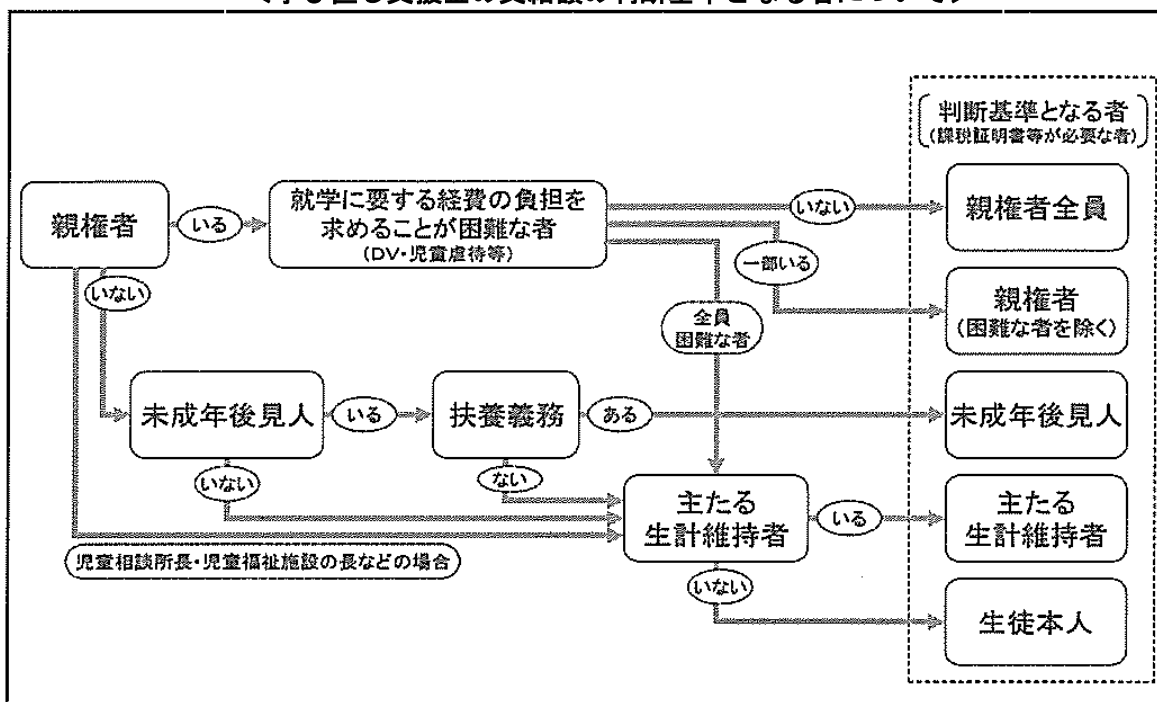
一方、保護者等の変更により、支給額が増額されるときは、収入状況届出書等の提出があった日の属する月の翌月分から（提出があった日が月の初日である場合は当該月分から）支給額が変更される。なお、保護者（親権者）が再婚した場合であっても、再婚相手が生徒と養子縁組等を行わないことにより、生徒の親権者とならない場合は、当該者は、学び直し支援金制度における保護者には該当しない。

また、保護者等の変更により所得制限基準を満たし、新たに受給資格要件を満たすこととなる生徒は、認定申請が可能となる（ただし、月の初日において保護者等の所得が所得制限基準を下回ることが必要。）。

なお、保護者等に変更が生じたにもかかわらず、所得制限基準以上であることが明らかであるため、課税証明書等又は個人番号カードの写し等の提出を拒否するなど、学び直し支援金支給の適正な執行に支障が生じるおそれがあると教育長が判断した場合は、収入状況届出書等に代えて、例えば、受給権放棄の申出書等を提出させることにより、受給資格を消滅させることができるものとする。

セ 課税証明書等は原本を提出することを原則とするが、例えば、就学支援金を受給していた時期と同じ課税証明書等で学び直し支援金の所得制限基準や加算基準を判定する場合には、当該課税証明書等の写しの提出で差し支えない。

<学び直し支援金の支給額の判断基準となる者について>



ソ 税の更正又は決定があり、課税額に変更が生じた場合は、速やかに変更後の課税証明書等を教育長に提出する必要がある。この場合の取扱いは、以下のとおりとする。

- a 支給を受けていた生徒について、所得税法に係る更正又は決定により、税額が所得制限若しくは加算区分の基準額を超えることとなった場合は、当該更正又は決定の原因が生徒・保護者等の側にあるか否かにかかわらず、要件に該当していなかった月分の支給額又は加算支給額を全額返還する必要がある。
- b 所得制限基準に該当していた者や加算支給を受けていなかった者、加えて、収入状況届出

をせず、差止め処分を受けた者について、所得税に係る更正があったことにより、支給額が増額する要件を満たすこととなった場合（所得制限基準に該当していた者（所得制限基準に該当することを見越して認定申請をしなかった者を含む。）→基準額未満、通常の手給限度額の手給者→加算手給者）は、やむを得ない理由がやんだ後（更正通知書を受け取った日の翌日から原則15日以内に）、認定申請・収入状況届出を行った場合には、更正後の税額によって要件を満たしていた月分の手給又は加算手給を行う。

いずれの場合も、更正通知書を受け取った日の翌日から15日を超えて手給資格の認定申請が行われた場合には遡って申請・届出があったとみなせなくなるため、注意するよう周知を図ること。なお、学び直し支援金は法律に基づく補助ではなく、予算補助事業であるため、過年度支出を行うことはできない。

c a・bの取扱いについては、生徒が既に高等学校等を卒業した場合においても同様とし、支給に係る手続きは、卒業した高等学校等を経由して行うことを基本とする。

d 上記取扱いは平成29年4月からの申請・届出について適用することとし、それ以前の申請・届出については遡及して適用しない。

タ 生徒の保護者等が税の申告を行っていないため税額が確認できない場合は、認定申請及び収入状況届出の要件を満たしておらず、手給資格に認定ができない又は差止めとなるため、学び直し支援金は支給されない。この場合においては、税の申告を行った上で課税証明書等を取得し、提出するものとする（上記コの手給を確認すべき者が未成年の生徒本人である場合は除く。）。なお、保護者等が申告を行わないことが養育放棄に該当すると判断されるときは、親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合に該当するかどうかを、改めて確認すること。

その上で、教育長の定める提出期限を延長し、保護者等が申告を行った後に課税証明書等を提出させることは可能とする。

3. 収入状況の届出、支払の一時差止め

(1) 教育長が別に定める日までに、手給資格認定者から提出があった収入状況届出書等に基づき、所得制限基準に該当すること及び支給額について判定する。

具体的には、設置者から提出された収入状況届出書等及び報告用シートに基づき判定を行い、設置者に収入状況審査結果通知を送付する。

i) 収入状況届出書等が期限内に提出された場合

a 所得基準を満たす場合

→ 支給又は変更予定通知（7月～翌年3月分）を发出（様式エ）

b 所得基準を満たさない場合

→ 手給資格消滅通知を发出（様式オ）

ii) 収入状況届出書等が期限内に提出されなかった場合

→ 支払一時差止め通知（7月～翌年6月分）の发出（様式カ）

※手給権者の地位は維持される。また、事後に「正当な理由（＝やむを得ない理由）」が認められた場合は、7月分から遡及して支給する。

※翌年7月に収入状況届出を行わない場合も、引き続き、手給権者の地位は維持される。2年目も継続して支払の一時差止め通知を受け取り続けることを避けるため、収入状況届出書等の提出時に、手給権放棄の手続きを行うこととしても差し支えない（この場合、支払一時差止め通知ではなく手給資格消滅通知を发出する。）。

(2) 手給資格の認定を受けた生徒（支給停止されている者を除く。）は、保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、設置者を通じて、速やかに教育長に提出する。ただし、再婚・離婚の場合など、既に課税証明書等を提出しているときは、当該課税証明書等を改めて添付する必要はない。この場合において、支給額が変更される際の取扱いについては、II.2.(5).スを参照。支払の一時差止め期間中に、保護者等の変更があった場合も同様（離婚などにより、所得制限基準を満たすことになる場合は、変更後の保護者等の課税証明書等又は個人番号カードの写し等を添付した収入状況届出書を提出した月の翌月分から支給が再開される。）。

(3) 提出のあった収入状況届出書等の確認を行った上で、教育長は、(1) i) a・bの例により、設置者を通じて当該届出を行った者に対して通知を行う。

(留意事項)

- ア 「正当な理由」とは、受給資格認定時における「やむを得ない理由」と同じく、災害への被災や長期にわたる病欠、税の更正、保護者等の仕事の都合（長期にわたる海外出張等の真にやむを得ない場合に限る。）、ドメスティックバイオレンス（DV）や養育放棄等の家庭の事情により期限までに課税証明書等の取得・提出ができない場合など、本人の責めに帰さない場合が考えられる。
- イ 保護者等の課税証明書等の取得・提出が遅れ、収入状況届出書の締め切りに間に合わない場合には、前記1.（5）タのとおり取り扱うようにすること。
- ウ 支払の一時差止め期間は7月～翌年6月を基本とし、期限を超過して収入状況届出書等の提出があった場合に、提出があった翌月分から支給することとする。ただし、提出しなかったことに正当な理由があった場合には遡って支給する。
なお、一時差止めを受けている者が、翌年7月に収入状況届出書等の提出を行わなかった場合は、さらに1年間、支払を一時差し止める。
- エ 一時差止めを受けている者が休学する場合は、支給停止の申出を行わなければ、12月（定通においては24月）の支給期間の通算から休学期間を除くことはできない。
- オ 休学により支給停止されている場合（一時差止めを受けている者が支給停止されている場合を含む。）は、生徒が支給再開の申出を行う際に、支給再開申出書に収入状況届出書等を添付する。
- カ 一時差止めを受けている者（休学に伴い支給停止されている者を含む。）から提出のあった収入状況届出書等が、所得制限基準額以上であった場合は、7月（当該届出が4～6月であった場合は前年7月）に遡り受給資格が消滅する。
- キ 7月に収入状況届出書を提出せず支払の一時差止めを受けた後、休学して支給停止をした者が、翌年の6月を迎えるまでに復学して支給再開申出書と課税証明書等又は個人番号カードの写し等を提出し、支給要件に適合すると認められる場合は、支給を再開する。

4. 受給資格消滅の通知、支給実績証明書

(1) 退学、除籍及び転学等に伴う受給資格の消滅

設置者は、退学、除籍、転学、卒業（修業年限が3年未満のものに限る。）等の理由により受給資格の認定を受けている生徒の受給資格が消滅した場合は、報告用シートを作成し教育長に提出する。教育長は、設置者から提出された報告用シートに基づき、受給資格の認定を受けている生徒の受給資格の消滅を確定し、設置者を通じて通知する（様式キ）（生徒が死亡したことによる受給資格消滅の場合は、必ずしも、生徒・保護者等へ通知を送付する必要はない。）。

この受給資格消滅通知は、生徒が転学や再入学、海外留学からの帰国等により他の高等学校等に在籍することとなった際に、学び直し支援金を再び受給するに当たっての残受給期間を確認するために必要となる。当該受給資格消滅通知を紛失した生徒は、学び直し支援金を受給することができなくなってしまうおそれがあるため、教育長は受給資格消滅通知を紛失等した生徒からの申請に基づき、支給実績証明書を発行する。

(2) 所得制限による受給資格の消滅

教育長は、設置者から提出された収入状況届出書等及び報告用シートに基づき判定を行った結果、受給資格の認定を受けた生徒が所得制限基準を超えることとなった場合は、設置者に対して収入状況審査結果を通知するとともに、所得制限基準を超えたことによる受給資格消滅について、設置者を通じて生徒に通知する。

(3) 転学に伴う学び直し支援金の取扱い

生徒が、高等学校等から大阪府制度の対象となる私立高等学校等に転学した場合の学び直し支援金の支給事務において留意すべき事項は以下のとおり（いずれも、所得制限に該当する期間は支給されない。）。

なお、大阪府制度の対象となる私立高等学校等から他の都道府県の学び直し支援金制度の対象となる高等学校等に転学した場合には、当該都道府県の制度（事務取扱い）や指導に従うこと。

(留意事項)

- ア 転学した場合は、改めて設置者を通じて認定申請を教育長に対して行う必要がある。その際、

認定申請書にこれまでの高等学校等における在学状況を記載させるとともに、転学元の学校が所在する都道府県知事から生徒に発行された受給資格消滅通知書又は支給実績証明書を添付することとする。(同一学校内において課程を変更する場合にも、改めて認定申請書等を提出することが必要。)

- イ 転学した場合は、編入学・再入学を問わず、学び直し支援金の支給期間の上限である12月(定通においては24月)からそれまでの学び直し支援金に係る通算在学期間(支給停止期間を除く。)を除いた月数について学び直し支援金が支給される。(支給期間として通算の対象となる期間の考え方はⅡ.1.(5).ケ.a~eのとおり)

5. 休学に伴う支給停止、再開

受給資格の認定を受けた生徒(一時差止め中の者を含む。)が休学する場合、設置者を通じて教育長に対して学び直し支援金の支給停止を申し出ることができる。支給停止を希望する生徒は、支給停止申出書を設置者を通じて教育長に提出する。

教育長は、設置者から提出のあった支給停止申出書に基づき、支給停止を決定し、当該申出をした生徒に設置者を通じて支給停止通知(様式ク)を発出する。

休学を終えて学び直し支援金の支給再開を希望する生徒は、設置者を通じて教育長に対して支給再開を申し出る必要がある。支給再開を希望する生徒は、支給再開申出書に収入状況届出書等を添付して設置者を通じて教育長に提出する。ただし、既に保護者等の課税証明書等又は個人番号カードの写し等を提出しているときは、支給再開申出書のみ提出でよい。

教育長は、設置者から提出のあった支給再開申出書及び収入状況届出書等に基づき、支給の可否及び支給額について判定し、当該生徒に設置者を通じて支給再開通知(所得要件を満たし支給を再開する場合)(様式ケ)又は受給資格消滅通知(所得制限に係る要件に該当することにより支給しない場合)を発出する。

(留意事項)

- ア 支給停止・再開申出書の提出があった日の属する月の翌月分から支給停止・再開する(ただし、支給停止・再開申出書の提出があった日が月の初日である場合には、当該月分から支給停止・再開する。)
- イ 生徒が入学と同時に休学するなど、認定申請書と同時に支給停止申出書を提出した場合は、学び直し支援金は認定申請書の提出があった日の属する月分から支給されるため、支給停止申出書の提出が月の初日でなくとも、当該月分から学び直し支援金の支給を停止する。
- ウ 復学日の属する月までに支給再開申出書の提出がない場合は、その翌月分から(復学日が月の初日である場合は当該月分から)、支払の一時差止めを行うこととなる。ただし、復学日が月の末日であるなど、復学後その属する月内に支給再開申出書を提出することが困難と認められる場合は、復学日の属する月に当該申出書の提出があったものとして取り扱って差し支えない。
- エ 学び直し支援金の支払の一時差止めを受けている者が、休学に伴う支給停止を希望する際は、支給停止の申出が必要となる。なお、所得制限基準に係る要件に該当する理由により受給資格を有していない者が休学した場合は、当該休学期間は受給資格認定者の地位を有していないため、自動的に12月(定通においては24月)の受給期間の通算から除かれる。
- オ 復学前であっても、休学期間中に授業料が生じていれば、支給再開申出書等の提出があった日の属する月の翌月分から(月の初日の場合は当該月分から)、学び直し支援金の支給を受けることができる。
- カ 復学後に支給再開申出書が提出されても、収入状況届出書及び課税証明書等が提出されない場合は、支給再開申出書の提出のあった日の属する月の翌月分から(月の初日の場合は当該月分から)、支払の一時差止めを行うこととなる。
- なお、支給停止されている者が、復学時に所得制限基準を超えることを理由に収入状況届出書及び課税証明書等の提出を拒否する場合は、受給資格の放棄の手続を取ることで、受給資格を消滅させることができる。

6. 学び直し支援金の交付決定及び変更交付決定

(1) 学び直し支援金の交付決定

学び直し支援金の交付を受けようとする設置者は、教育長が別に定める日までに、交付申請書を、教育長に対し、提出するものとする。

教育長は、設置者から交付申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、学び直し支援金を交付すべきものと認めたときは交付を決定し、その内容及びこれに付した条件を設置者に通知するものとする。

また、受給資格認定者に対し、設置者を通じて、個人の交付決定の内容を通知するものとする。

(2) 学び直し支援金の変更交付決定

設置者は、学び直し支援金の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書を教育長に提出し、その承認を得なければならない。

教育長は、設置者から変更交付申請書の提出があった場合は、速やかに当該申請を審査し、変更の承認又は不承認の決定をするものとする。(教育長は、当該変更の承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、条件を付することができるものとする。)

教育長は、学び直し支援金の変更の承認又は不承認の決定をしたときは、その内容及びこれに付した条件を設置者に通知するものとする。

また、受給資格認定者に対し、設置者を通じて、個人の変更交付決定の内容を通知するものとする。

7. 学び直し支援金の実績報告、学び直し支援金の額の確定

設置者は、学び直し支援金の交付を受けた年度の3月31日までに、実績報告書を教育長に提出しなければならない。

教育長は、設置者から実績報告書の提出を受けたときは、その報告内容が学び直し支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき学び直し支援金の額を確定し、当該設置者に通知するものとする。

8. 学び直し支援金の支給（代理受領、授業料との相殺）

学び直し支援金の交付は、原則として交付すべき学び直し支援金の額を確定した後に行うものとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、学び直し支援金の全部又は一部について概算払いすることができる。

学び直し支援金の概算払いを受けようとする設置者は、支払請求書を教育長に提出しなければならない。

【「授業料減免」、「奨学金」と学び直し支援金の関係について】

- 学び直し支援金の額は、私立高等学校等の授業料の月額に相当する額（支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）とされており、すなわち、設置者が有する受給資格認定者（生徒）の授業料に係る債権（以下「授業料債権」という。）の額となる。
- ここで、「授業料減免」については、一般的に、設置者が、授業料債権そのものを変更することで、授業料の一部又は全部を免除することを意味している。このため、設置者が「授業料減免」を実施する場合の学び直し支援金の額は、「授業料減免」による変更後の授業料債権の額となる。
- また、「奨学金」については、一般的に、設置者が、その有する授業料債権とは別途、生徒に対して給付する学資金を意味している。このため、設置者が「奨学金」を給付する場合には、授業料債権の額に変更は生じない。
- すなわち、設置者において「奨学金」を授業料債権と相殺し、実際に金銭を生徒に給付しない場合であっても学び直し支援金は支給される。

設置者は、学び直し支援金を受給資格の認定を受けている生徒に代わって大阪府から代理受領し、受給資格認定者の授業料債権への弁済に充てるものとする。これは、主として学び直し支援金について、確実に授業料の支払いに充当されるようにすることを目的として実施するものである。

学び直し支援金の支給より先に授業料を徴収する場合には、あらかじめ学び直し支援金相当額を差し引いて請求することが基本である。

学び直し支援金の代理受領と授業料債権の弁済において留意すべき事項は以下のとおり。

(留意事項)

- ア 施設整備費など授業料以外の納付金については、学び直し支援金の支給対象としない。
- イ 年度途中で学び直し支援金の受給資格認定を申請した場合、申請をした月（月の初日に在学していない場合は翌月）から支給する。また、やむを得ない理由により受給資格認定申請をすることができなかった場合に当たると認められる場合を除いて、学び直し支援金は遡って支給することはできない。
- ウ 学び直し支援金は、必ず受給期間に係る授業料債権の弁済に充てなければならない。例えば、学び直し支援金受給期間の授業料を学び直し支援金と相殺した後の差額を滞納しているような場合には、当該滞納分について学び直し支援金を充当することはできない。
- エ 同じ学び直し支援金の受給期間であっても、当該年度の学び直し支援金をもって前年度の授業料債権の弁済に充てることはできない。（例えば4月に支給された学び直し支援金を3月の授業料の弁済に充てる等）
- オ 月の途中で生徒が転学した場合は、その月の初日に在籍していた私立高等学校等の設置者が学び直し支援金を代理受領する。
- カ 設置者において学び直し支援金を代理受領した際に、年額の授業料についてすでに生徒又は保護者等が授業料を納入を受けているような場合には、後日納入分において相殺するか、若しくは学び直し支援金相当額を還付する必要がある。原則、学び直し支援金は受給権者の授業料に係わる債権の弁済に充てるものであることや学び直し支援金制度の趣旨・目的に鑑み、徴収の時点で還付先を確認する等により、確実に生徒・保護者の経済的負担の軽減につながるよう対応することが必要である。
- なお、例外的に授業料を徴収した後に学び直し支援金を還付する方式を採用する場合には、その授業料を負担することが困難な者に対しては、その徴収を学び直し支援金が支給されるまでの間、猶予するなど、引き続き、生徒・保護者等の負担に十分に配慮すること。
- キ 代理受領した学び直し支援金は、「授業料」として会計処理を行う。なお、学び直し支援金を府から受け入れた場合は、一旦「預り金」として受け入れ、授業料の納付期限が到来したときに「預り金」で受け入れた学び直し支援金のうち確定した学び直し支援金に相当する額を、「授業料」に振り替えることが妥当である。
- なお、参考までに、学び直し支援金を収納した場合の仕訳は次のようになる。

【月次で授業料収入を収納している設置者が、授業料から学び直し支援金相当額を差し引いた額をあらかじめ生徒から収納し、かつ、学び直し支援金を大阪府から受け入れた場合】

○ 学び直し支援金3ヶ月分が、大阪府から設置者に入金されたとき			
学び直し支援金3ヶ月分全額について、「預り金」で処理			
(借)現金預金	×××××	(貸)預り金受入収入	×××××
○ 授業料の納付期限が到来したとき			
生徒からの入金分を「授業料」で処理し、学び直し支援金について「預り金」で処理したうち1ヶ月分を「授業料」に振り替え			
(借)現金預金	×××××	(貸)授業料収入(※1)	×××××
預り金支払支出	×××××	授業料収入(※2)	×××××
※1 授業料から学び直し支援金相当額を差し引いて生徒から収納した額			
※2 学び直し支援金について「預り金」で処理したうち1ヶ月分の額			

【月次で授業料収入を収納している設置者が、学び直し支援金を大阪府から受け入れる前に、生徒から授業料全額をあらかじめ収納する場合】

- | |
|---|
| ○ 生徒から授業料全額を収納したとき |
| (借) 現金預金 × × × × × (貸) 授業料収入 × × × × × |
| ○ 学び直し支援金3ヶ月分が大阪府から設置者に入金されたとき |
| 学び直し支援金3ヶ月分全額について「預り金」で処理し、学び直し支援金について「預り金」で処理したうち生徒への返還相当額を「現金預金」に振り替え |
| (借) 現金預金 × × × × × (貸) 預り金受入収入 × × × × × |
| 預り金支払支出 × × × × × 現金預金 × × × × × |

ケ 設置者が預り金として学び直し支援金を受け入れている間は、他の資金と明確に区別し、透明性のある会計処理を行う必要がある。また、この間、学び直し支援金の受け入れにより利息収入が生じないよう、学び直し支援金のみの当座預金口座等により管理を行うことが望ましい（なお、やむを得ない事情により当座預金口座等による管理が行えない場合は、当該利息収入を学校の教育活動に係る経費等に充当することは可能）。

- 第1版 平成28年11月
- 第2版 平成29年11月改訂
- 第3版 平成30年10月改訂
- 第4版 令和元年6月改訂
- 第5版 令和元年9月改訂
- 第6版 令和2年8月改訂